

判決要旨

事件番号：令和3年(訴)第1号罷免訴追事件

被訴追者：仙台高等裁判所判事兼仙台簡易裁判所判事

岡口 基一（昭和41年2月28日生）

裁判員：船田元（裁判長）、松山政司、階猛、山本有二、葉梨康弘、杉本和巳、北側一雄、福岡資磨、森まさこ、小西洋之、伊藤孝江、片山大介

宣告日：令和6年4月3日

主文

被訴追者を罷免する。

手続の費用は、被訴追者の負担とする。

理由

第1 認定した事実

1 被訴追者の経歴（省略）

2 本件に至る経緯等

被訴追者は、平成9年頃からホームページを作成し、法律に携わる人に有益な情報提供をするための媒体にしていったが、コメント欄への不適切な書き込みによりそのサイトは平成18年に閉鎖せざるを得なくなつた。被訴追者は、平成20年、法律情報を法律関係の方々に伝達する手段として被訴追者の実名が付されたアカウントによるツイッター（以下「本件ツイッター」という。）とフェイスブック（以下「本件フェイスブック」という。）を始めた。

ツイッター（現X）は、SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）の一種であり、利用者が、閲覧者を限定することなく、140文字以内のメッセージ等を投稿して掲載することができると共に、他人の投稿を閲覧する際には、それを評価・拡散したり、投稿者に返信したり、引用して自ら投稿することもしたりできる仕組みとなっている。他方、フェイスブックもSNSの一種であるが、閲覧者を限定でき、比較的長文の投稿もできることから、被訴追者のような法律家が本名で投稿しやすいという特性がある。

そこで、被訴追者においては、ツイッターでは一般人が面白いと思うような投稿をし、フェイスブックでは、友達限定向けに法曹関係者や友人にだけ伝達したい情報を投稿し、一般公開向けに上記以外の情報を投稿していた。被訴追者は、長年にわたり、およそ1日4回に渡り10～15通、投稿を続けてきた。その中には自身の裸や下着姿の写真を含むツイッターの投稿も含まれているが、約8年間にわたり投稿した合計約4万ツイートの中の30回程度である。それ以外に、自己のSNSアカウントであることを示すプロフィール画像やヘッダー画像にも自身の裸の写真や下着姿の写真（以下併せて「本件プロフィール画像等」という。）を使用していた。

被訴追者は、平成28年6月21日、それまでに被訴追者が投稿、掲載した内容のうち被訴追者の裸の写真も含めた3つに問題があるとして、東京高裁長官から口頭による厳重注意処分を受けた。平成30年当時、本件ツイッターのフォロワーは約4万人であった。

3 被訴追者の投稿等

被訴追者は、裁判官であることが他者から認識することができる状態で、以下に述べる投稿等を行い、不特定多数の者が閲覧可能な状態にした。

（1）平成27年11月12日に東京都江戸川区内で発生した強盗殺人、強盗強姦未遂事件（以下「刑事事件」という。）について

ア ①刑事事件投稿（訴追事由第1の1）

被訴追者は、平成29年12月13日頃、本件ツイッターに被訴追者の担当外である刑事事件の東京高等裁判所における控訴審判決を閲覧することができる裁判所のウェブサイトのアドレスを引用とともに、「首を絞められて苦しむ女性の姿に性的興奮を覚える性癖を持った男」、「そんな男に、無惨にも殺されてしまった17歳の女性」と記載した文章を投稿して掲載した。刑事事件判決によれば、本件は、首を絞められて苦しむ女性の姿を見て性的興奮を得たいという被告人の身勝手な欲望のために、17歳の年若い女性が理不尽に将来を絶たれた極めて凄惨な事件であり、被害者の遺族は被告人に死刑を求めていたものであるところ、被訴追者は、本件プロフィール画像等と並べる形で、刑事事件投稿を行った。その一方、重要な法的論点があることや量刑に問題があるといった記載はなかった。

被害者の遺族である岩瀬裕見子（以下「裕見子氏」という。）は、同月16日、被訴追者に對し、「被害者の母親です。なぜ私達に断りもなく判決文をこのような形であげているのですか？」などとツイッターで抗議し、さらに、遺族は、東京高等裁判所に対し、同月26日付「要望書」を提出し、被訴追者に対して厳重な処分を要望する旨申し出た。同要望書には、「被害者の尊厳への配慮が全くないどころか、むしろ遺族としては、本件事件を軽視し茶化していると感じる書き込みである」、「現役の判事によってなされたものであることなどから強い憤りを覚えた。」「対象者が本件ツイートを直ちに削除したということから、対象者は本当に極輕い気持ちでツイートしたということを実感し、さらに憤りを強くしているところである。」と遺族の心情が記載されている。

(訴追委員会の主張)

この点、訴追委員会は、このような刑事事件投稿について、被訴追者が「性的好奇心に訴えかけて、興味本位で刑事事件判決を閲読するものを誘引する意図」があったことが推認されると主張する。また刑事事件投稿をした目的に関する被訴追者の供述について、当初は死体を姦淫した場合の構成要件該当性に関する法的論点を含む判決を紹介する目的があったと弁解していたにもかかわらず、その後、量刑の問題がある判決を紹介する目的であったと弁解内容が変遷し、変遷の理由についても更に弁解を重ねていることを指摘した上、そもそも、これらの投稿目的を明示することは非常に容易であるにもかかわらず、刑事事件投稿には何ら記載がないことに照らすと、死刑を望んだ遺族の心情に寄り添うかのように弁解を変遷させて自己正当化を図っていることが疑われる所とし、いずれの弁解も信用することができないと主張している。

(弁護人の主張)

これに対し、弁護人は、訴追委員会が「性的好奇心に訴えかけて、興味本位で刑事事件判決を閲読するものを誘引する意図」があったと主張していることについては、もし被訴追者が本件ツイッターの読者の性的好奇心に訴えかけようとしたのであれば、刑事事件判決にはより生々しい記載（省略）があるのだから、これを用いるはずであるにもかかわらず、かかる表現を引用していないことは、訴追委員会が指摘するような目的がなかったことを推認させ

る重要な間接事実であると主張した上で、刑事事件投稿が、「被告人の異常な性癖や犯行の
猟奇性に着目した表現」を用いている点については、それが本件刑事事件を特徴付ける点で
あり、量刑に影響を及ぼす主要な犯情につながっているからだとする。また、訴追委員会
は、本件投稿の行われた場所が「男性の裸体画像等の性的で卑猥な投稿」が繰り返されてい
る場であったとするが、当時の本件ツイッターは、裁判など法律に関わる情報の紹介や司
法・政治を始めとする時事問題に関わる投稿が大部分を占めているのであって、男性の裸体
の写真、「ブリーフ」という言葉、軽口をたたくような投稿の数はほんの一部に過ぎず、閲
覧者の性的好奇心に訴えかけて、興味本位で刑事事件判決を閲読するものを誘引したと評価
される言われはない旨主張する。

そしてこれらの投稿の動機・目的については、被訴追者の供述どおりだとし、フェイスブックでは主として法律家が見るだろうと考えていたので、論点だけを明示したが、ツイッター
では、法律家以外の人も見るだろうと考え、論点の記載ではなく、事案の内容が分かるよ
う、裁判所のウェブサイトに記載されていた「事案の概要」から文書をコピーしたこと、被
訴追者としては死刑相当の事件だと感じていたが、現職の裁判官が確定する前の判決の結論
について自分の意見を公表することにはためらいがあったことから、リンク先の判決から判
決を読んだ読者が判断してもらえばよいと思ったこと、その際、読者に事件の悲惨さを強
調するために被訴追者自身の言葉で「無残にも」という言葉を付け加えた旨主張する。

被訴追者の供述が変遷していくと信用できないと訴追委員会は主張するが、量刑についての問
題提起をしたかったことについては、訴追委員会における2度目の事情聴取（令和3年6月
4日）において述べており、その理由については当公判庭でも「隠し通せないし、きっちり
自分の意見を、ちゃんと本当のことを言わなきゃいけない」と合理的理由を述べていると主
張する。

（当裁判所の判断）

刑事事件投稿の事実認定上の争点は、被訴追者が投稿をするに至った動機ないし目的であ
る。

そこで、この点における被訴追者の弁解の信用性を検討すると、被訴追者は訴追委員会によ

る第1回目の事情聴取から第2回目の事情聴取の間に刑事事件投稿をした目的を変遷させた理由について、訴追委員会の事情聴取時においても、裁判官が確定前の裁判を批判することは絶対に許されないとと思っていることを述べているところ、当裁判所の公判廷においても、刑事事件投稿をした当時には、刑事事件は確定前であったので量刑が不当だと思っていたことを書くことはできないと思っていたことは間違いないとする。そして、確定後の第1回事情聴取でそのことに触れなかったのは、裁判官として自分でふさわしくないと思っている動機を話さなくていいのであれば話さないで済む方がよいと思っていたためであること、一方で死体を姦淫した場合の構成要件該当性に関する法的論点について明らかにしたいと思っていたので、自分としては問題がないと思っていた点について話したこと、しかし、第2回目の事情聴取では本来であれば明らかにしたくなかった方も話さなければならない状況になるほど追い詰められていたことを述べている。

通常人の行動様式として、話したくないことはできるだけ話さないで済まそうとしていたとしても、追い詰められた結果、話さざるを得なくなるということは、経験則上、ありうることである。被訴追者は、訴追委員会から再度の事情聴取を受け、自らの発言内容次第では罷免の訴追を受けるかもしれないという追い詰められた状態にあったと言える。とすれば、従前話さなかつた「量刑の問題がある判決を紹介する」という目的を突如話すということは、必ずしも不自然とは言えない。

さらに、刑事事件投稿を行った当時、被訴追者が引用した裁判所のウェブサイトに記載されていた刑事事件の「事案の概要」に、被訴追者が用いた表現が使われていたかどうかについては客観的な証拠は存在しないものの、刑事事件判決の「本件事案と控訴の趣意」に記載された内容とほぼ同様の表現が用いられており、訴追委員会もこの点については特に争っていない。これらを総合的に勘案すれば、刑事事件投稿につき、被訴追者が「性的好奇心に訴えかけて、興味本位で刑事事件判決を閲読するものを誘引する意図」があったとの訴追委員会の主張は採用できない。

イ ②刑事事件投稿FB掲載（訴追事由第1の2）

平成29年12月30日頃、本件ツイッターに、刑事事件投稿について、「今回問題になっ

たツイートは、フェイスブックでもつぶやいていましたが、こちらは、削除要請がなかったので、そのままになっています。」などと記載した文書を投稿して掲載した。

(訴追委員会の主張)

これについて、訴追委員会は、被訴追者が、遺族の心情を熟知しながらこれを踏みにじり、性的好奇心に訴えかけて、興味本位で刑事事件判決を閲読するものを誘引する意図で刑事事件投稿を行ったのみならず、遺族がこの投稿を目にし、感情を傷つけられたことを実際に認識した後も、遺族らの心情を適切に踏まえずに、刑事事件投稿FB掲載を行ったと主張する。

(弁護人の主張)

これに対し、弁護人は、以下のとおり主張する。すなわち、この頃、マスコミが刑事事件投稿について被訴追者を非難する報道をしていたため、被訴追者は実際の判決を見てもらうために本件フェイスブックの方に読者を誘導しようとしたものである。本件フェイスブックには、刑法上の論点を説明するように「死姦は、死体損壊罪？それとも強姦罪？」と記載していた。被訴追者としては、フェイスブックの方の投稿や最高裁のウェブサイトの判決を閲覧者が実際に見ることで単に判決要旨から文言を引用しただけだということや、仮名処理がされていて当事者のプライバシーを害するようなものでもないことも理解してもらえるのではないかと考えていた。

(当裁判所の判断)

前提として、前述のとおり、被訴追者が「性的好奇心に訴えかけて、興味本位で刑事事件判決を閲読するものを誘引する意図」で刑事事件投稿を行ったとの訴追委員会の主張は採用できない。一方、被訴追者は、裕見子氏からの刑事事件投稿直後の抗議のツイートや遺族らの要望書を閲読しており、遺族が刑事事件投稿を目にし、感情を傷つけられたことを認識していた。そこで、被訴追者が遺族らの心情を適切に踏まえずに、刑事事件投稿FB掲載を行ったと認められるかどうかが問題となる。この点、当時マスコミが刑事事件投稿について盛んに議論していたことからすると、被訴追者がいかなる目的や動機で刑事事件投稿をしたのかという事実を本件フェイスブックの読者に知ってもらいたかったという心理状況になることもあり得ることであって、刑事事件の実際の判決を見てもらうために本件フェイスブックの方

に読者を誘引しようとしたものであるとの弁護人の主張は排斥できない。よって、この点における訴追委員会の主張は採用できない。

ウ ③東京高裁批判投稿（訴追事由第1の3）

(ア) その後、被訴追者は、刑事事件投稿や刑事事件投稿FB掲載等について、東京高裁長官から平成30年1月25日と同年2月8日の2度にわたり、事情聴取を受けた。被訴追者は遺族からの要望書に対し、「御遺族が気分を害されたことは分かった、軽率だった、このような投稿は控える。」、「本件刑事裁判の判決やそれに関するもろもろ一切について投稿はしない、今後、ツイートをするにしても誤解を受けないようなものにする。」などと述べると同時に、遺族に会って直接謝罪したいと希望を述べた。その後、東京高裁長官は、総務課職員を通じて、被訴追者に謝罪の意向があることを遺族に伝えたところ、遺族から東京高裁に対し、同月26日、「謝罪したいとの事について。」と題する書面及び「手紙」（以下併せて「本件各書面」という。）が提出された。そこには被訴追者からの直接の謝罪は受けない旨と、深く傷ついた、傷つけられたという抗議の内容が記載されていた。そのため、被訴追者から遺族に対して直接謝罪をする機会はなかった。

また、被訴追者は、同年3月7日、東京高裁の事情聴取において、遺族が提出した本件各書面を閲読した。

同月15日、刑事事件投稿したことについて東京高裁から厳重注意処分を受けた。その際、東京高裁長官から被訴追者に対し、本件の遺族に限らず国民を傷つけるような内容につながることもあるのだからツイートをする際には心を用いて対応しなければならない旨の注意指導があり、それに対し被訴追者は遺族が傷ついていることに対してショックを受け改めて謝罪したいなどと述べた。

(イ) 同月29日頃、刑事事件投稿についての厳重注意処分を受けてマスコミ各社がこれを報じていたところ、その報道の一部について疑問を持った中井雅人弁護士から「「内規に反して判決文を掲載」ってあってるのか？？」というツイートに続き、J-CASTニュースがリンクとして貼られていたので、同人に返信する形で、被訴追者は、「「内規に反して判決文を掲載」したのは、俺ではなく、東京高裁(｀_ゝ)`」と記載した文章を本件ツイッターに投稿

して掲載した。この投稿に対し、同年4月3日、遺族代理人弁護士から抗議があったので、東京高裁長官は同月6日、被訴追者を事情聴取し、遺族から抗議が来ていることとこれまでの流れがあるのできちんと考へて欲しいことを伝えた。

エ ⑥被訴追者記者会見（訴追事由第1の4）

被訴追者は、同年5月17日、新たに後記(2)アの④犬事件投稿も行った。被訴追者は、これらに関する東京高裁の事情聴取において、複数回にわたり「軽率だった」、「こういう投稿はもうやめようと思う」と反省の弁を述べるなどしているが、同年7月29日、分限裁判申立てについて2チャンネルのスレッドのリンクを貼る後記(2)イの⑤犬事件URL掲示板投稿を行った。

その後、後記(2)アの④犬事件投稿に関する分限裁判の審問期日が実施された同年9月11日、東京都千代田区霞が関一丁目1番4号東京高等裁判所内に所在する司法記者クラブにおいて、刑事事件の被害者遺族について、「あの方の場合はダイレクトでツイッターで削除してくださいっていう話があったのでその場で削除いたしました。」などと発言した。これに対し、裕見子氏は、同月12日、「あの方の場合はダイレクトでツイッターに削除して下さいと話しがきたと言っています。この投稿のどこにそんな事書いてありますかね？ただの嘘つきですね。」とツイッターに投稿した。

同月19日、東京高裁は遺族代理人から本件記者会見における発言に関する連絡を受け、同月27日、東京高裁から遺族代理人に対し、東京高裁としては既に分限裁判の申立てをしており、被訴追者に対し、個別の投稿に関して何らかの指導や注意をすることはできないと回答した。以後、東京高裁として被訴追者に対し、その投稿や発言の内容を確認して注意や指導をしたという事実はない。

オ ⑦因縁投稿（訴追事由第1の5）

同年10月5日頃、被訴追者が開設した不特定多数の者が閲覧可能な「岡口基一の公式ブログです」と題するブログ（以下「本件公式ブログ」という。）に、「遺族には申し訳ないが、これでは単に因縁をつけているだけですよ。」との見出しをつけて記載した文書を投稿して掲載した。因縁投稿はブログごと削除されているため、「因縁をつけている」相手が誰

なのかなは不明である。

刑事事件の遺族を原告、被訴追者を被告とする民事事件地裁判決によると同月1日、裕見子氏は、同人のツイッターにおいて、「亀石倫子という弁護士（以下「亀石弁護士」という。）は、今回分限裁判にかけられた岡口基一の件でも『とにかく悲しい・・・』などとツイートしていた。被害者や遺族がどんなに思いをしているかなんて微塵も感じないで無神経な事を発信する弁護士がいかに多いかもっと知って欲しい。こんな人が政治家になるなんてまっぴらごめんだ」と投稿し、亀石弁護士に対する否定的な意見を表明していたこと、被訴追者は、亀石弁護士のツイッター投稿に言及したことがあり、亀石弁護士に無関心であったとはいえないこと、被訴追者が従前から第三者のSNSの投稿を引用する形式の投稿を行っていたこと、山口貴士弁護士（以下「山口弁護士」という。）が、本件投稿に関し被訴追者に同情的な意見を表明するツイッター投稿をし、また同人の代理人の問合せに対し、裕見子氏の上記投稿を目にしたとすれば、因縁をつけているだけだと論評してもおかしくないと回答していることを併せ考慮すると、本件投稿は、山口弁護士が裕見子氏の上記投稿に対する否定的意見を表明する投稿を行い、これを被訴追者が引用してブログ記事にしたものである可能性が大きい。したがって、本件投稿において「因縁をつけてているだけ」と評された対象である行為が、遺族の被訴追者に対する刑事事件投稿に係る抗議活動であるとの事実を認めには足りないと判示し、被訴追者も当公判廷においてそれに沿う供述をしている。

また、裕見子氏は、当公判廷において「当時のことを思い出してみましたが、この文章だけで、リンクなどはなかったと思います。」と証言するが、同人らが原告、被訴追者を被告とする前記民事訴訟において同人が提出した陳述書には、「『因縁をつけてているだけですよ』」の後に何が書いてあったのか、具体的には思い出せません」とあり、「リンクなどはなかったと思う」とする記憶はあいまいである。

以上を勘案すれば、因縁投稿は、裕見子氏の亀石弁護士を批判するツイートについて山口弁護士がした「遺族には申し訳ないが、これでは単に因縁をつけてているだけですよ。」というツイートを、本件公式ブログにリンクを貼ってそのまま紹介したに過ぎず、自身に対する遺族の抗議等を批判する趣旨であるとは認められない。

なお、この点については、上記民事事件地裁判決のほか、その控訴審判決においても同様の判断をしている。

カ ⑧週刊現代インタビュー（訴追事由第1の6）

被訴追者は、同月下旬頃、後記(2)アの④犬事件投稿の分限裁判において、同月17日に最高裁判所から戒告の決定を受けたことについて、週刊現代のインタビューを受け、「被害者の女性の遺族は、もともと判決文を裁判所が公開したことに抗議していた。判決文を公開したのは、私ではなく最高裁です。それがいつの間にか、私のツイートの文言で傷ついたに変わり、それに基づいて私の厳重注意処分がなされました。しかしそれが終わると、再び、判決文を裁判所のウェブサイトに載せられたことに傷ついたという主張に戻っている。この事実は、私のブログのコメント欄に遺族の方が自ら投稿しています。そして毎日新聞の報道によれば、更に考えを変えて、私のおちゃらけたツイッターで紹介されたことで傷ついたと、4回も「傷ついた理由」を変えているんです。これって、どういうことなのでしょうか。」などと発言した。

(訴追委員会の主張)

この点、訴追委員会は、遺族が「もともと判決文を裁判所が公開したことに抗議していた。」などという事実はないと主張する。すなわち、遺族は、被訴追者の刑事事件投稿について、当初から、単に判決文を公開していることに抗議するのではなく、「なぜ私達に断りもなく判決文をこのような形であげているのですか？」などと被訴追者本人に直接抗議する投稿をしており、東京高裁の誤掲載に対して抗議する記載はない。また遺族が刑事事件投稿から約2週間後という近接した時期に提出した要望書にも、刑事事件投稿をした被訴追者本人に対して厳重処分を要望する記載がある一方、裁判所ウェブサイトに刑事事件の判決文を誤掲載した東京高裁裁判官らへの処分を求める記載はない。そして、この要望書には、刑事事件投稿について「被害者の尊厳への配慮が全くない」、「本件事件を軽視し茶化している」と感じる書き込みである」と記載されているのである。このような要望書の記載やその後遺族から提出された本件各書面をみれば、「判決文をこのような形であげているのですか」という裕見子氏の当初の投稿の真意が、「判決文を裁判所が公開した」東京高裁の誤掲載に抗

議するものではなく、被訴追者自身が、性的で卑猥な画像が散見される拡散性の強い自己のツイッター内に、被告人の異常な性癖や犯行の獣奇性に着目した表現を用いて投稿したという投稿の場所、表現振り等を問題視するものであることを理解し得たはずであると主張する。

したがって、遺族の抗議の内容が「判決文を裁判所が公開したこと」だったこともなく、被訴追者の「ツイートの文言で傷ついたに変わ」ったり、「私のおちゃらけたツイッターで紹介されたことで傷ついた」という主張に変わったなどというのは、事実に反する虚偽の発言であると主張する。

(弁護人の主張)

これに対し弁護人は、被訴追者は、同人の認識としては、①遺族は、最初は、刑事事件投稿に対するコメント欄に、裕見子氏が「どうして娘の判決をこういう形で公開しているんですか。」と書かれていたので、この判決の公開に対して傷ついたと理解していたが、②その後、マスコミの報道では、被訴追者の本件ツイッターでの刑事事件投稿の文言自体に傷ついたものと受け止めた。ところが、③3回目は、裕見子氏のネット上において共通して判決文をクリック1つで全世界に拡散できるようにしたことで傷ついたと記載されていたことから、本件ツイッターで刑事事件投稿をし、リンクを貼ったことによりクリック1つで拡散できるようにしたことについて傷ついたという主張に戻ったと受け止めた。そして④4回目は、被訴追者の裸に近い写真が投稿されているような場所に遺族の娘の事件について投稿したことで傷ついたと主張が変わっていると受け止めていたと供述していることから、被訴追者が敢えて虚偽の発言をしたものではないと主張する。

(当裁判所の判断)

そこで、週刊現代インタビューにおいて、被訴追者があえて虚偽の発言を行ったかどうかを検討する。この点、当該要望書や本件各書面を見せられたといつても、遺族の真意が東京高裁の誤掲載に抗議するものではなく、被訴追者自身の性的な画像が散見される拡散性の強い本件ツイッター内に、被告人の異常な性癖や犯行の獣奇性に着目した表現を用いて投稿したという投稿の場所、表現振り等を問題視するものであることを被訴追者が当初から認識し、

理解していたと証明できる証拠はないし、被訴追者には第1・3（3）で述べる認知機能障害が一定程度存在することも併せ鑑みれば、被訴追者が裕見子氏の刑事事件投稿について何を問題にしていたかについて正確に理解していなかったことも十分説明可能である。よって、この点についての訴追委員会の主張は採用できない。

キ ⑩遺族担ぎ出し投稿（訴追事由第1の7(1)）

その後、平成31年3月4日、裁判官訴追委員会が被訴追者に対し、事情聴取を行った。その際、被訴追者は、「今後、刑事事件の遺族や民事事件の当事者を傷つけるようなことをSNSで投稿するつもりはない、フェイスブックで取り上げない」旨発言した。同月19日、遺族の申入れに基づいて裁判官訴追委員会から遺族への事情聴取が行われた。これを受け、被訴追者は、同月21日、本件分限裁判のブログに「遺族を担ぎ出した訴追委員会」との見出しの下に、「遺族の意思とは無関係に1年以上も「遺族感情」が用いられ、その審理のために、平穡であるべき遺族自身を担ぎ出したという経緯になっている」などと記載した文章を投稿した。

（訴追委員会の主張）

これについて、訴追委員会は、遺族は、同年2月20日、裁判官訴追委員会に対し、被訴追者の訴追請求をしていたところ、被訴追者が裁判官訴追委員会から事情聴取を受けたというニュースを見て、同委員会に適切な判断を求めるべく、自らの意思で同委員会に対し、要望書を提出して自らの事情聴取を求め、これが実施されたものであって、「担ぎ出した」というのは事実に反すると主張する。

（弁護人の主張）

これに対し、被訴追者はかかる投稿をした趣旨について、島田広弁護士の「裁判官にも「つぶやく自由」はあるとのアカウントのフェイスブックの投稿を載せるために投稿したものであり、この投稿は、島田広弁護士のフェイスブックの投稿を紹介するためにそのリンクは中身が若干見える形で貼り、その上に、その投稿の内容を説明するための本文を書き加えたものであること、本文としては、島田広弁護士の投稿の趣旨は、この「「被害者感情」を権力暴走の隠れ蓑に利用することは、絶対にあってはなりません。」というものであったので、

その上に、その投稿の内容やその説明をするために「平穏であるべき遺族自身を担ぎ出した」という経緯になっている」という本文を書き加えたこと、その後、この表現では意図が伝わりにくいと考え直し、「平穏であるべき遺族自身の審問をした」と書き直し、数ある申立人の中から遺族の審問をしたということを明白に、その事実だけをシンプルにした表現に訂正したと主張する。

(当裁判所の判断)

確かに遺族が自ら訴追委員会に申し出て事情聴取をした事実は認められる。しかし、被訴追者の本件投稿の趣旨としては、あくまで第三者の投稿を紹介し、かつ、「担ぎ出した」という文言が不適切であると自発的に再考し、「審問をした」と書き直していることを考慮すると、故意に事実を歪め、虚偽の表現をしたものとまでは認められない。

ク ⑪洗脳投稿（訴追事由第1の7(2)）

被訴追者は、同年4月1日、仙台高等裁判所判事兼仙台簡易裁判所判事に補され、令和元年6月下旬頃、仙台高裁長官と面談を行った。その際、被訴追者は、同高裁長官から、事件に関する投稿はしないようにと自制を促され、事件関係についての投稿は差し控える旨述べていた。

被訴追者は、同年11月12日、本件フェイスブックに「裁判所が判決書をネットにアップする選別基準」で始まる文書を投稿した。そこでは、「その遺族の方々は、東京高裁を非難するのではなく、そのアップのリンクを貼った俺を非難するようにと、東京高裁事務局及び毎日新聞に洗脳されてしまい、いまだに、それを続けられています。東京高裁を非難することは一切せず、「リンクを貼って拡散したこと」を理由として、裁判官訴追委員会に俺の訴追の申立てをされたりしているというわけです。」などと記載されていた。これに対し、裕見子氏は、翌13日、「昨日は娘の4回目の命日。そんな日にFacebookにてこのような投稿…私達は洗脳などされていません。自身の著書では、遺族の方に不快な思いをさせてしまったことについては重く受け止めていると書かれてあったが一体何を受け止めたんだろう。」とフェイスブックに投稿した。

ケ ⑫「遺族のみなさまへ」投稿（訴追事由第1の7(3)）

被訴追者は、同月15日頃、本件フェイスブックに、「遺族のみなさまへ ある方から、遺族のみなさまが、私のフェイスブックを毎日読んでくださっており、「最高裁に告ぐ」もお読みいただいたという話をお聞きしました。ありがとうございます。（中略）「東京高裁のことは一切批判されずに、そのリンクを貼った私を署名運動までして批判される理由がどうしてもわからず、みなさまが、第三者から変なことを吹き込まれているのではないかと思い、「洗脳されている」というような表現をしてしまいました（中略）しかし、上記の私の疑問は残ったままであり、何かのはずみで、また同じ過ちを犯しかねません。ぜひ、一度、その理由をお聞かせいただければ幸いです。」などと記載した文書を投稿して掲載した。

コ ⑬ 「『洗脳発言』報道について」投稿（訴追事由第1の7(4)）

被訴追者は、同月18日頃、本件分限裁判のブログに、「『洗脳発言』報道について」との見出しの下に、「内規に違反して性犯罪に関する本件判決書をアップしてしまったのは東京高裁です。」（中略）「私は、遺族の方々の考え方は東京高裁によって大きく変えられたのではないかと疑い、これを「東京高裁による洗脳」と表現したものです。」（中略）、「洗脳」という言葉をあそこで使ってしまったのは、私に対する攻撃の手を緩めない遺族の方々にも早く目を覚ましてもらいたいという思いも込められていたのかもしれません。」などと記載した文章を投稿して掲載した。

（訴追委員会の主張）

「遺族のみなさまへ」投稿と「『洗脳発言』報道について」投稿について、訴追委員会は、「遺族のみなさまへ」投稿で「何かのはずみで、また同じ過ちを犯しかねません。」と述べていたのと同様、「『洗脳発言』報道について」投稿も遺族へ向けたメッセージであり、「遺族の方々にも早く目を覚ましてもらいたいという思いも込められていたのかもしれません。」など本件遺族が目にする可能性を認識し、期待しながら、本件遺族の行動に疑問を呈した投稿であったことは明らかであると主張する。

（弁護人の主張）

これに対し、弁護人は、そもそも被訴追者は、「洗脳」という言葉をそれほどネガティブな意味で使っていたわけではなく、遺族の名誉感情を害し、あるいは遺族の感情を傷つけるこ

とを予期したものではなかったが、他の人からの指摘を受け、遺族を傷つけてしまったのなら謝罪しなければならないと考えてとっさに「遺族のみなさまへ」投稿を行ったこと、「『洗脳発言』報道について」投稿についても、「洗脳投稿」がメディアで大きく取り上げられたことから、自分のブログの読者にも経緯を説明しなければならないと思っていたことであり、記事の内容は、刑事事件投稿から「洗脳投稿」に至るまで、被訴追者自身が認識する事実経過をそのまま記したものであり、遺族に対する批判や攻撃を意図したものでは決してないと主張する。

(当裁判所の判断)

洗脳投稿については、第1・3(3)で述べる被訴追者の認知機能障害が一定程度影響していることを勘案すると、被訴追者は、「洗脳」という言葉をそれほどネガティブな意味で使っていたわけではなく、遺族の名誉感情を害し、あるいは遺族の感情を傷つけることを予期したものではなかったが、他の人からの指摘を受け、遺族を傷つけてしまったのなら謝罪しなければならないと考えてとっさに「遺族のみなさまへ」投稿を行ったという被訴追者の行動も一概に不合理とは言えない。一方、「『洗脳発言』報道について」投稿についても、その文面を客観的に読めば、被訴追者の供述と整合的である。

したがって、「遺族のみなさまへ」投稿と「『洗脳発言』報道について」投稿については、被訴追者において本件遺族が目にする可能性を認識していたことは否めないにせよ、期待しながら、本件遺族の行動に疑問を呈した投稿であったとまでは、認めることはできない。

(2) 東京高等裁判所で控訴審判決がされて確定した被訴追者の担当外の事件である犬の返還請求等に関する民事訴訟（以下「犬事件」という。）について

ア ④犬事件投稿（訴追事由第2の1）

被訴追者は、平成30年5月17日頃、本件ツイッターに犬事件に関する報道記事（ただし、当事者の個人情報は記載されていない。）を閲覧できるインターネット上のウェブサイトを引用しつつ、「公園に放置されていた犬を保護し育てていたら、3か月くらい経って、もとの飼い主が名乗り出てきて、「返して下さい」え？あなた？この犬を捨てたんでしょ？3か月も放置しておきながら・・裁判の結果は・・」と記載した文章を投稿して掲載した。

犬事件の原告は、犬事件投稿後、東京高裁に対し、「非常にデリケートな案件であるにもかかわらず犬事件投稿をされて傷ついた」、「投稿を削除して欲しい、被訴追者からの謝罪が欲しい」などと述べて抗議をした。

なお、犬事件の原告は、控訴審判決において、所有者として相応の態度を示していることが認められており、犬の所有権を放棄した、遺棄したとは認められないとの理由で勝訴している。

イ ⑤犬事件掲示板URL投稿（訴追事由第2の2）

被訴追者は、犬事件投稿をして訴訟当事者の感情を傷つけた行為が裁判所法第49条の「品位を辱める行状」に当たるものとして、裁判官分限法第6条に基づき、同年7月24日に東京高等裁判所から分限裁判を申し立てられたにもかかわらず、同月29日頃、本件公式ブログに、「東京高裁「うちの白ブリーフ裁判官が犬を捨てた飼い主を冷やかすようなツイートをして飼い主を傷つけたので最高裁に処分してもらいます」との見出しが付され、氏名不詳者らによる民事訴訟の訴訟当事者に対するものと思われる「犬捨てるな」、「クソ飼い主」など複数の投稿が掲載されているインターネット上の掲示板へのリンクを貼り付けるとともに、前記見出しと同一の文言を記載した文書を投稿して掲載した。

（訴追委員会の主張）

被訴追者は、分限裁判を申し立てられ、司法に対する国民の信頼が損なわれないように、自ら内省し慎重に行動すべき立場にありながら、かえってこの申立てを嘲笑い、揶揄し、批判する挑戦的な態度を示し、犬事件投稿の内容が記載された記事を引用するとともに、犬事件原告を侮辱する投稿が多数含まれる掲示板を貼り付けるという行為に及んでいるのであり、この投稿により、同原告の民事訴訟提起行為を一方的に不当とする認識ないし評価を示すなどしたことは明らかであると主張する。

（弁護人の主張）

これに対し、被訴追者は、戒告決定を経て分限裁判についていろいろ議論されていたため、このままこっそり最高裁に処分されて終わりというのを防ぎたかったので、この議論を是非紹介したいと思って載せた、犬事件原告を批判する投稿を殊更に紹介するものではないなど

と弁解する。

(当裁判所の判断)

本件投稿がなされたのは、東京高裁が犬事件について分限裁判の申立てを行って5日後のことであり、マスコミでも大きく報じていたところ、そのことを風刺的に取り上げていた2チャンネルの掲示板をたまたま発見した被訴追者が自分のことや東京高裁のことを茶化すような題名が気に入りこのスレッドを紹介したものであり、犬事件の当事者を批判するものではなかったという供述は必ずしも不合理とはいえない。分限裁判の対象が犬事件であるから、その中で犬事件の原告を罵るような表現があることも事実であるが、スレッドの中には被訴追者の行為を非難しているものも散見されることや、分限裁判を申し立てられている状況において犬事件の原告のことをさらに非難することは被訴追者に不利であることも考慮すると、犬事件の原告を非難したものではなかったという被訴追者の供述もにわかに不合理とはいえない。したがって、犬事件掲示板URL投稿により、犬事件原告の民事訴訟提起行為を一方的に不当とする認識ないし評価を示すなどしたことが明らかであるとまでは認められない。

ウ ⑨犬事件再投稿（訴追事由第2の3）

被訴追者は、平成31年1月8日頃、本件分限裁判のブログにおいて、犬事件投稿と同様の文言を記載した投稿が掲載されている本件フェイスブックへのリンクを貼り付けるとともに、「本件ツイートが、まだ残っていました」との見出しの下に、「フェイスブック上にはまだ残っていたものです」との記載した文章を投稿して掲載した。

(訴追委員会の主張)

これについて被訴追者は、最高裁の戒告に対し、改悛の情を示して司法府の内部規律に服することもなく、ますますこれを批判する挑戦的な態度を強める中で、犬事件投稿と同内容の投稿を再度行うという言語道断の行為に及んでおり、これまでの投稿同様に、犬事件投稿に抗議をした犬事件原告について、民事訴訟提起行為を一方的に不当とする認識ないし評価を示すなどしたことは明らかというべきである等々主張する。

(弁護人の主張)

これに対し、弁護人は、投稿をしたのは、当時、被訴追者についてマスコミによって被訴追

者を非難するようなことを大々的に報道されたことから、ブログの閲覧者に対し、実際の犬事件投稿を見て本当にマスコミが言うようなひどい投稿なのか自分の目で判断してもらうべきだと思っていたからである。

よって、本件投稿は犬事件投稿と投稿内容が同様である以上、「裁判を受ける権利を保障された私人である犬事件原告（訴訟当事者）による民事訴訟提起行為を一方的に不当とする認識ないし評価」を示したものとすることはできないと認識している。

（当裁判所の判断）

犬事件再投稿は、犬事件投稿がなされた平成30年5月17日から約8か月後の平成31年1月8日になされており、その間、平成30年10月17日に犬事件投稿について戒告決定がなされている。そうすると、犬事件再投稿がなされたのは、当該戒告決定に対する世間的な評価や憲法学会等での評価が広まってきた時期であったものと推認され、分限裁判の当事者である被訴追者が、改めて分限裁判の申立て自体に疑問を持ち、当該分限裁判に関心を持っていると思われるブログの読者にこの点について再考してもらいたいという意図をもって投稿したと考えたとしても不合理とはいえない。そうすると、この点についての被訴追者の供述は信用できる。

したがって、本件投稿は、犬事件原告による民事訴訟提起行為を一方的に不当とする認識ないし評価を示したものとは認められない。

（3）被訴追者の心療的特徴について

ア 市来証人による検査結果

被訴追者の心理検査（WAIS-IV）に関わった市来真彦証人は、被訴追者には、自閉的スペクトラム障害（ASD）的な特徴とされる認知機能の障害に加え、注意欠陥多動障害（ADHD）的な特徴が認められ、これらの原因により、他者との認識のずれが生じたり、他者の感情を十分に理解することができなかったりすることで、他者の感情を十分に理解できずトラブルが生じやすいと想定している。

そして、本件各訴追事由の原因についても、この検査結果から概ね説明可能であるとし、当初の時点では、被訴追者が元来有する認知機能上の問題から、同人の内心にて意図すること

とは異なる理解をされ得る表現で発信したり、あるいは、第三者の発信についてその真意を正確に理解しないか真意に気付かないまま発信したりすることにより、第三者との感情的なずれが生じ、拡大することを繰り返した結果だとする。

以上を踏まえ、当裁判所は、被訴追者が上記の各投稿をするにあたり同人の認知機能障害等が情報の発受につき一定程度の影響を与えたことを認め、同人が上記各投稿をするに至った主觀的事情、すなわち認識、意図、悪意の有無などを検討するに当たって考慮する必要があると考える。

なお、これについて訴追委員会は、市来証人の診断が弁護人の依頼により有料で行われていることや、確定診断とまで言えないと思料されることなども踏まえると、被訴追者の責任非難の程度を左右するようなA S D等の発達障害があったとは認めがたいと主張している。しかし、専門家が意見書や診断書を作成する場合に対価を得ることは通常のことであるし、証人の経歴上、東京医科大学教授としての立場で同大学での診療や企業の産業医、各種公的委員としての実績にも問題はなく、他にその供述の信用性に疑義を生じさせるような被訴追者や弁護人との利害関係も認められないから、市来証人の意見は信用できる。また、そもそも弁護人は、被訴追者の心療的特徴が責任非難の程度を左右するようなものであると主張しているわけではなく、この点は問題とならない。よって、訴追委員会の主張は採用できない。

イ 被訴追者の心療的特徴が各投稿等に与えた影響

上記各投稿は、被訴追者が東京高裁等からの度重なる注意と、それを受けた反省、もうしないという約束の弁を述べたにもかかわらず、繰り返されてきたものである。

これについても被訴追者の心療的特徴が何らかの影響を与えたことは否定できないが、特に重要なのは以下の投稿等である。

(ア) 週刊現代インタビュー

被訴追者は、遺族が刑事事件で「傷ついた理由」を、①判決文の公開、②刑事事件投稿の文言、③判決文の拡散の容易化、④刑事事件投稿の掲載場所と4回も変えていると述べた。これは、被訴追者の認知機能上の問題から、裕見子氏の「なぜ私達に断りもなく判決文をこのような形であげているのですか？」という最初のツイッター投稿の真意を正確に理解せずに

①だけの問題と捉え、②、③、④も問題視している可能性に思い至らなかったことを示すものである。

(イ) 洗脳投稿

被訴追者の洗脳投稿について、被訴追者は洗脳という言葉についてそれほどネガティブな意味はないと考えていた旨述べている。これは、被訴追者の認知機能上の問題から、同人の内心にて意図することとは異なる理解をされ得る表現で発信したことを示すものである。すなわち、被訴追者は、日常場面では相手の気持ちが分からずに自分の感情で物事を判断しやすく、場にそぐわない行動や言動をしてしまいがちであること、とりわけ自分の中では正しい論理に基づいて言葉を使っているつもりだけれども、相手がそのように感じていないから相手にはそのように伝わらなかったり、場合によっては相手が期待する言葉ではなかったりするために相手に共感してもらいにくく、このためSNSのトラブルが十分起こり得ることから、被訴追者としては洗脳という言葉にそれほどネガティブな意味を感じることなく投稿していたと考えられる。

第2 証拠の標目（省略）

第3 本件の争点

当裁判所は、当公判廷におけるこれまでの審理を踏まえ、本件の争点は以下の2点であると解した上、各争点について前記第1で認定した事実を基にして検討する。

- 1 本件訴追状に記載された被訴追者の各行為は、事実関係の一体性を有するか。
- 2 争点1の結論を前提に、被訴追者の一連の行為は、裁判官弾劾法（以下「弾劾法」という。）2条2号に規定する「裁判官としての威信を著しく失うべき非行」に該当するか。

第4 争点1について

1 訴追委員会の主張

- (1) 本件において訴追状記載の各行為が事実関係の一体性を有するものとして弾劾法2条2号の一個の「著しい非行」に該当し、弾劾による「罷免の事由」があったと主張する。そして、このような包括評価が許容される事実関係の一体性を有する数個の行為とは、抽象的・観念的には、被訴追者の数個の行為が同一の人格態度の発現と客観的に認められる各行為を

意味するなどとも説明されているが、要するに、国民の健全な社会常識に照らし、被訴追者が行った本件投稿等を一つの社会的事象としてとらえ、一回的に「著しい非行」の該当性を評価してその責任を問うのが相当か、分断してみるのが相当かという問題であるとする。

そして、「著しい非行」の存否の判断においては、司法に対する国民の信頼等の法益侵害を惹起した行為の悪質性、その行為がもたらした法益侵害の程度、当該行為に及んだ意思決定への非難の程度を主要な考慮要素としつつ諸般の事情を総合考慮する必要があり、その主要な要素を基礎づける訴追状記載の各行為は、これを適切に包摂する必要があるとし、次のように述べる。

すなわち、同種の非違行為が反復されたり、複数の懲戒処分等を繰り返し受けて弾劾に至ったような場合には、それらが相互に関連し、一つの社会的事象ないし同一の人格態度の発露と評価でき、これらのことことが断続的に行われているということを時系列的に指摘し、各々の非違行為について法益侵害や意思決定への非難の程度を論ずるのみでは、総合考慮として不適切かつ不十分である。このような場合には、その反復の回数が多ければ多いほど、その期間が長ければ長いほど、司法に対する国民の信頼等に生じた亀裂が次第に広がり、意思決定への非難の程度も次第に強まる。したがって、その主要な要素となる訴追状記載の各行為を適切に包摂する必要があり、とりわけ、同種の非違行為が反復されたり、複数の懲戒処分等を繰り返し受けて弾劾に至ったような場合には、そのような累積の事情を考慮要素の中に適切に包摂し、法益侵害や意思決定への非難の程度等を検討しなければならない。

(2) その上で、被訴追者は、2度の厳重注意や1度の戒告を真摯に受け止めることなく、本件訴訟関係人らの抗議も真摯に受け止めず、かえってその感情を傷つけるなどした本件投稿等を反復して執拗に行っており、このような反復行為は、司法に対する国民の信頼等に生じた亀裂を次第に広げ、意思決定に対する非難を次第に強める事情であるから、本件の「著しい非行」の存否を判断するに当たっては、本件投稿等を一つの社会的事象ないし人格の発現として、事実関係の一体性を有するものとし、一回的に評価するのが相当というべきである。

2 弁護人の主張

(1) これに対し、弁護人は、「数個の行為が行為者の同一の人格態度の発現と客観的に認められる場合」（上村千一郎著「新訂版裁判官弾劾法精義」115頁）に包括評価することが許されるとしても、常に包括評価が許されるとすると、弾劾法2条が「とき」という時間的な限定をした趣旨を無視することになり、裁判官の行為そのものを媒介せず、直接人格を裁ぐ「人格裁判」に墮する危険性もある。よって、人格裁判にならないような客観的な基準が必要である、と主張する。

(2) そして、客観的基準は外部に現れた数個の行為の間に認められる客観的関連性が認められるかどうかから判断するほかなく、①時間的接着性があるか、②数個の行為の間に、その客体・性質・態様等の諸要素の同一性が認められること、同一の動機・目的・意思に支配されていること、密接な因果関係が存在すること等が必要である（前掲上村著117頁）。

「弾劾事由の個別性」とは刑法の解釈における「犯罪の個別性」特に包括一罪の判断に等しい、と述べる。

(3) その上で、次のように主張する。すなわち、本件では、訴追事由が第1、第2と「被害者」ごとに書き分けられていることから「事実関係の一体性」をなす行為とは読み取れない。訴追事由第1の10件については、表現行為から訴追まで3年以上経過した①刑事事件投稿（訴追事由第1の1）、②刑事事件投稿FB掲載（訴追事由第1の2）、③東京高裁批判投稿（訴追事由第1の3）と⑥被訴追者記者会見（訴追事由第1の4）⑦因縁投稿（訴追事由第1の5）、⑧週刊現代インタビュー（訴追事由第1の6）、⑩遺族担ぎ出し投稿（訴追事由第1の7(1))、⑪洗脳投稿（訴追事由第1の7(2))、⑫遺族の皆さまへ投稿（訴追事由第1の7(3)) ⑬「『洗脳発言』報道について」投稿（訴追事由第1の7(4)) とで共通する表現行為の対象は東京高裁（③と⑪）のみであるが、③と⑪の表現行為は約1年7か月、時間的に隔離しており、時間的接着性がない。また⑫遺族の皆さまへ投稿は①刑事事件投稿に対する他者（遺族）の反応（抗議活動）に対応する行為であって通常、原因結果の関係にあるとは認められない。そうすると、①と⑫は同一の人格態度の発現とはいはず、「事実関係の一体性」は認められない。よって、①②③（表現行為から訴追まで3年以上経過したもの）と⑥⑦⑧⑩～⑬（3年以内のもの）との間に「事実関係の一体性」は認められない。

訴追事由第2の3件については、表現行為から訴追まで3年以上経過した④犬事件投稿（訴追事由第2の1）と⑤犬事件掲示板URL投稿（訴追事由第2の2）とでは共通する表現行為の対象が異なり、④犬事件投稿（訴追事由第2の1）と⑨犬事件再投稿（訴追事由第2の3）では時間的接着性がない。したがって、④と⑤・⑨との間には「事実関係の一体性」は認められない。

以上により、①～④の4件の訴追事由とそれ以外の訴追事由との間には「事実関係の一体性」は認められない。

3 当裁判所の判断

(1) 弹劾による罷免は、弾劾法が弾劾事由を構成する事実の中核に裁判官の行為を置いていることは当然であるとしても、究極において潜在的には裁判官の人格が判断の対象となっていると言えることから、1個の弾劾事由は1個の自然的行為のみによって構成されるべきであることは行為責任論の過度な強調であり、当該裁判官の数個の行為が行為者の同一の人格態度の発現と客観的に認められる場合には「事実関係の一体性」があるものとして、包括して評価することが許される。その結果、ある1個の行為自体は違法性、不当性が軽微であったとしても、同種の行為が反覆され、又は同一の意思をもって別の行為を行ったことにより、これらの行為に「事実関係の一体性」が認められ、包括評価されて罷免に値すると判断される場合もあり得る。

反面、およそ同様の非違行為であれば、常に包括的評価が許されるとすると、弾劾法2条が「とき」という語を用いて弾劾事由の基礎となる行為の範囲を時間的に限定していること、弾劾法12条本文が3年という訴追期間を設けている趣旨を没却することになりかねず、行為そのものを媒介とすることなく、直接にその人格を裁く、いわゆる「人格裁判」に陥る危険がある。そうすると、弁護人が主張するとおり、一定の範囲の行為群を包括的に評価することは許されるとしてもある程度の客観的基準が必要になる。

ただし、「事実関係の一体性」の有無を画する「行為者の同一の人格態度の発現」という基準は、これを直接に覚知することはできないから、かかる客観的基準としては不適当である。結局は外部に現れた数個の行為の間に認められる客観的な関連性から、それが「行為者

の同一の人格態度の発現」によるものかどうかを判断するほかはない。そこで、ある行為主体の数個の行為に客観的な関連性があるといえるための判断基準が問題となるが、当裁判所は、法的評価の観点から当該数個の行為を眺めた場合に、これらが1つのまとまりある行為群として、その行為主体の全行為体系の中で、他から識別しうるだけの特性を有しているかどうかをもってこれを判断することが相当であると解する。

さらに言えば、問題となっている数個の行為について、その相手方の共通性、動機・目的・行為態様の類似性、密接な因果関係等があるかどうかや、各行為の間に相当程度の時間的接着性があるかどうかを個別具体的に検討した上で、当該数個の行為が1つのまとまりある行為群として、その行為主体の全行為体系の中で、他から識別しうるだけの特性を有していると認められる場合には「事実関係の一体性」を有するものと解する。

(2) 以上を前提に本件について検討するが、被訴追者の行為はいずれも、裁判官であることかが他者から認識することができる状態で、自己が関与しない裁判に関する情報を発信し、不特定多数の者が閲覧できる状況を作出したというものであるから、行為態様の類似性は認められる。そこで、相手方の共通性、動機や目的の類似性、密接な因果関係、各行為の間の相当程度の時間的接着性があるかどうかなどに着目しながら、「事実関係の一体性」を論じることとする。

ア まず、本件では刑事事件に関する投稿等が10個、犬事件に関する投稿が3個であるところ、本件訴追状の訴追事由において、両事件は別項目で論じられていることからも明らかなどおり、両事件は何ら関係のない別個の事件であり、被訴追者の投稿等の動機や目的は両者で異なり、密接な因果関係も認められないほか、被訴追者の投稿等がきっかけとなって問題が生じた相手方も両者で異なる。よって、これら13個の投稿等に関する被訴追者の行為全体を評価した場合、これらをもって1つのまとまりある行為群として、被訴追者の全行為体系の中で、他から識別しうるだけの特性を有していると認めることはできず、「事実関係の一体性」を認めることはできない。

イ 次に、刑事事件に関する10個の投稿等を検討する。①刑事事件投稿（訴追事由第1の1）、②刑事事件投稿FB掲載（訴追事由第1の2）については、同一の刑事事件判決に関する

る投稿であって投稿時期も約2週間と極めて近接していることから明らかに関連性が認められる。この点における刑事事件投稿等に関する民事訴訟の控訴審判決においても同様の見解が述べられている。

次に③東京高裁批判投稿（訴追事由第1の3）については、被訴追者が投稿した相手は中井弁護士であり、本件ツイッターや本件フェイスブックの読者らを相手としたものではないから相手方の共通性はなく、その動機も③は中井弁護士からの質問に回答したに過ぎず、①②が広く本件刑事事件を読者に知つてもらいたいという動機であったことと対比してその動機が異なる。しかし、この投稿は、①②の後に東京高裁長官から2度に渡る事情聴取を受け、その後本件各書面が遺族から提出され、平成30年3月15日、東京高裁長官からの厳重注意処分を受けた後での投稿である。そして①がそもそも東京高裁が本件刑事事件を裁判所内の内規に反して誤って裁判所のホームページに掲載してしまったことに端を発する投稿であり、それに対して被訴追者が誤って本件刑事事件を投稿したのは自分ではなく、東京高裁であると投稿した行為が、遺族に被訴追者が東京高裁に責任を転嫁していると受け止められてしまつたというものであるから、③と①②との間には密接な因果関係がある。

次に⑥被訴追者記者会見（訴追事由第1の4）については、犬事件投稿についての分限裁判の審問期日後の記者会見での本件刑事事件に関する記者の質問に対する発言であつて、①②とは表現行為の相手方もツイッターの読者と記者で異なるし、投稿や発言の動機も異なる。しかし、刑事事件投稿後の裕見子氏からの抗議の投稿をツイッター上の当該投稿についての削除要請だと被訴追者が理解し、自己の認識を正直に話したという点において、刑事事件投稿を削除した経緯が①と共通する。そうすると、⑥と①②との間には密接な因果関係がある。また時期においても①のなされた平成29年12月13日と⑥の平成30年9月11日とは9か月程度の間隔であり、相当程度の時間的接着性があると言える。

次に⑦因縁投稿（訴追事由第1の5）と他の刑事事件に関する投稿等の関係であるが、この投稿は、第1の3(1)才で述べたとおり、本件投稿において「因縁をつけているだけ」と評された対象である行為が、遺族の被訴追者に対する刑事事件投稿に係る抗議活動であるとの事實を認めるには足りず、投稿の動機・目的の類似性、密接な因果関係を認めることはできな

い。したがって、因縁投稿と他の刑事事件に関する投稿等との間には、1つのまとまりある行為群として、被訴追者の全行為体系の中で、他から識別しうるだけの特性を有していると認めるに足りる事情はなく、事実関係の一体性は認められない。

次に⑧週刊現代インタビュー（訴追事由第1の6）については、被訴追者が回答した相手は取材相手である週刊現代であり、①②とは表現行為の相手方がツイッターの読者と記者で異なるし、投稿や発言の動機、目的、行為態様も異なる。しかし、インタビューの内容がなぜ遺族が傷ついたのかという①が問題とされてきた真髄に迫る発言であることからすると、⑧と①②との間には密接な因果関係がある。

また時期においても①のなされた平成29年12月13日と⑧週刊現代インタビューがなされた平成30年10月下旬とは10か月程度の間隔であり、相当程度の時間的接着性があると言える。

次に⑩遺族担ぎ出し投稿（訴追事由第1の7(1)）については、被訴追者としては権力の暴走に対して警鐘を鳴らす弁護士のフェイスブック（弁28）の記事を引用する形で訴追委員会に対して抗議をしているのであるから、投稿の相手方は訴追委員会であり、①②とは表現行為の相手方が異なるし、投稿がそれぞれ同一の動機・目的・意思に支配されているとはいえない。しかし、被訴追者の①②③⑥⑧の行為に耐え切れず、遺族が自らの意思と判断で訴追請求に至り、自ら訴追委員会に事情聴取を要求してそれが実現したという流れからすると、⑩と①②③⑥⑧の行為との間には密接な因果関係がある。

また時期においても①のなされた平成29年12月13日と⑩がなされた平成31年3月21日は、1年3か月程度の間隔があるが、上記のとおり、①とも⑩とも密接な因果関係を有すると認められる⑧がなされた平成30年10月下旬と⑩は5か月程度の間隔であり、相当程度の時間的接着性があることから、①と⑩の間隔は問題にならないというべきである。

次に⑪洗脳投稿（訴追事由第1の7(2)）、⑫遺族の皆さまへ投稿（訴追事由第1の7(3)）⑬「『洗脳発言』報道について」投稿（訴追事由第1の7(4)）（以下、上記3つの投稿を「洗脳投稿等」という。）については、⑪を読んだ遺族が被害者の命日に遺族の人格を軽視するような投稿であることに抗議し、その後、被訴追者が遺族に謝罪する意図で⑪の3日後に⑫

を投稿し、さらにその3日後に刑事事件投稿から⑪に至った過程を⑬で説明したという経過である。そうすると、この洗脳投稿等は⑪に始まる一連の行為と捉えるのが適当である。また①②③⑥⑧⑩がそれぞれ刑事事件を発端とした刑事事件投稿であり、②は刑事事件投稿の刑法上の論点の紹介、③は裁判所のホームページで最初に刑事事件を紹介したのが東京高裁であるとの主張、⑥と⑧は刑事事件投稿に対する遺族の反応への言及、⑩はこれらの一連の行為に耐えきれず遺族が訴追請求したことについての言及、そして最後に被訴追者が東京高裁とマスコミに影響されて遺族が訴追請求に及んだと述べたのが洗脳投稿等であるのであるから、①②③⑥⑧⑩と洗脳投稿等は密接な因果関係がある。

また時期においても①のなされた平成29年12月13日と洗脳投稿等がなされた令和元年11月頃とは1年11か月程度の間隔はあるものの、上記のとおり、①とも洗脳投稿等とも密接な因果関係を有すると認められる⑩がなされた平成31年3月21日とは8か月程度の間隔であり、相当程度の時間的接着性があることから、①と洗脳投稿等の間隔は問題にならないというべきである。

ウ したがって、⑦因縁投稿を除く、①刑事事件投稿、②刑事事件投稿FB掲載、③東京高裁批判投稿、⑥被訴追者記者会見、⑧週刊現代インタビュー、⑩遺族担ぎ出し投稿、⑪洗脳投稿、⑫遺族の皆さんへ投稿、⑬「『洗脳発言』報道について」投稿（以下、これら9個の投稿等を総称して「刑事事件投稿等行為群」という。）については、被訴追者の行為全体を評価した場合、これを1つのまとまりある行為群として、被訴追者の全行為体系の中で、他から識別しうるだけの特性を有していると認めることができるので、「事実関係の一体性」があると評価できる。

エ 続いて、犬事件に関する3つの投稿について検討する。

平成30年5月17日になされた④犬事件投稿は本件ツイッターの読者に対する投稿であり、その動機は犬事件に関する記事を見つけ啓蒙的に判決を広く読んでほしいというものである。それに対し、⑤犬事件掲示板URL投稿は、犬事件投稿について東京高裁が同年7月24日、分限裁判の申立てをしたことを契機として分限裁判の是非について本件公式ブログの読者に考えてもらいたいという目的であるから、厳密には表現行為の相手方や動機は一致して

いない。もっとも、犬事件投稿が発端となって分限裁判の申立てがなされ、それについて被訴追者が他者の立ち上げた「2ちゃんねる」のスレッドのリンクを貼って投稿したという意味では、同じ犬事件判決に関連するという点で共通性があるだけでなく、両者の間に密接な因果関係も認められる。

また時期においても④がなされた平成30年5月17日と⑤がなされた同年7月29日は、2か月という間隔であり、明らかに時間的接着性があると言える。

次に⑨犬事件再投稿については、④との間で投稿された場所については本件ツイッターと本件分限裁判のブログで異なるものの、犬事件を読者に考えてもらいたいという動機は同一であり、④の存在を前提に、これを引用している点で密接な因果関係も認められる。

また時期においても④がなされた平成30年5月17日と⑨がなされた平成31年1月8日とは、8か月程度の間隔であり、相当程度の時間的接着性があると言える。

才 したがって、④犬事件投稿、⑤犬事件掲示板URL投稿、⑨犬事件再投稿（以下、これら3個の投稿を総称して「犬事件投稿行為群」という。）については、被訴追者の行為全体を評価した場合、これを1つのまとまりある行為群として、被訴追者の全行為体系の中で、他から識別しうるだけの特性を有していると認めることができるので、「事実関係の一体性」があると評価できる。

力 訴追期間の制限違反に関する弁護人の主張について

以上により、12個の投稿等（⑦因縁投稿は除く。）は刑事事件投稿等行為群と犬事件投稿行為群の2つのまとまりのある行為群に分けられ、それぞれに「事実関係の一体性」がある。

ところで、弾劾法第12条本文では、「罷免の訴追は、弾劾による罷免の事由があった後3年を経過したときは、これをすることができない。」と規定されているところ、特定の行為群について罷免事由の有無を判断する場合には、その全体が不可分のものとして包括評価の対象になるのであるから、当該行為群を構成する行為のうち最後の行為が完了した時をもって3年の訴追期間の起算点と解するのが相当である。したがって、刑事事件投稿等行為群については、これを構成する最後の行為である「『洗脳発言』報道について」投稿が完了した

令和元年1月18日頃を起算点と解すべきであり、犬事件投稿行為群についてはこれを構成する最後の行為である⑨犬事件再投稿が完了した平成31年1月8日を起算点と解すべきである。

そうすると、本件訴追状が提出された令和3年6月16日は、いずれの起算点からも3年以内であるから、弾劾法12条に規定する3年の訴追期間の制限に違反しない。

第5 爭点2について

以上を踏まえ、刑事事件投稿等行為群と犬事件投稿行為群に分けて、それについて弾劾法2条2号の罷免事由に該当するか検討する。検討に当たっては、同号が「裁判官としての威信を失うべき非行」と規定せず、あえて「裁判官としての威信を著しく失うべき非行」と規定していることからすると、仮に裁判官の特定の行為ないし行為群が「非行」に当たる場合であっても、それが更に「裁判官としての威信を著しく失う」程度に達するものかどうかは慎重に判断しなければならない。そこで、本件の各行為群につき、まずは「非行」に当たるかどうかを検討した上で、当たるとした場合は、それが「裁判官としての威信を著しく失う」程度のものかどうかにつき検討する。

1 「非行」の意義

「非行」とは、「一般的には不正な行為又はよくない行為といった意味であるが、法令用語としては、その人の社会的・法律的な地位にふさわしくないものとして社会通念上非難されるべき行為又は不行為をいうものとして用いられ、必ずしも違法な行為であることを必要としない。（中略）具体的な場合に、ある特定の行為が「非行」に該当するかどうかは、その者の地位、その行為を行うに至った経緯、その行為が社会に及ぼす影響等全ての事情を考慮し、健全な常識に基づいて慎重に判断すべきであり、抽象的に概括することはできない」（「法令用語辞典」（令和5）P. 653）とされる。

これを踏まえると、まずは、被訴追者が有する裁判官の地位がいかなるものなのかを考える必要がある。裁判官とは、司法権行使して裁判を行う官職にある者をいい、裁判とは、対等な私人間の社会関係上の紛争の解決や公権力を有する国家と国民との間の公益と私益との衝突の調整を目的とする国家の権能である。そして、裁判がこのような重要な役割を安定

的、継続的に果たす上で、絶対に不可欠なのが一般国民の裁判に対する信頼である。

このため、裁判権を行使する裁判官は、単に事実認定や法律判断に関する高度な素養だけではなく、人格的にも、一般国民の尊敬と信頼を集めに足りる品位を兼備しなければならず、裁判官という地位には、もともと裁判官に望まれる品位を辱める行為をしてはならないという倫理規範が内在していると解すべきである。

したがって、被訴追者の各行為群が「非行」に当たるか否かは、それが裁判官という地位に望まれる、「一般国民の尊敬と信頼を集めに足りる品位を辱める行為」であるか否かによって決すべきであり、その判断に際しては、前述のとおり、その行為を行うに至った経緯、その行為が社会に及ぼす影響等全ての事情を考慮し、健全な常識に基づいて慎重に行わなければならない。

この点を踏まえつつ、被訴追者の行為が「非行」に該当するか検討する。

2 本件各行為群の「非行」該当性

(1) 刑事事件投稿等行為群について

ア ①刑事事件投稿は、被訴追者としては、最高裁のウェブサイトに掲載されていた刑事事件の判決文へのリンクを貼って投稿したものである。他方、遺族の当時の状況をみると、平成29年12月1日の控訴審の判決宣告から僅か2週間しか経っておらず、心身共に疲弊していたときに被訴追者のプロフィール画像と並べる形で、愛娘の事件をそれと瞬時に分かるような表現で投稿されたものである。これを目にすれば、たとえその表現が当該刑事事件の真相を端的に捉えたものであり、被訴追者が引用していた最高裁のウェブサイトを参照すれば刑事事件判決の全貌を知ることができる状況であったとしても、自分の娘を汚されたように感じるというのは、当然のことである。それは、裕見子氏が、刑事事件投稿から3日後の同月16日、被訴追者に対し、「被害者の母親です。なぜ私達に断りもなく判決文をこのような形であげているのですか?」などとツイッターで直ちに抗議し、さらに、遺族は、東京高等裁判所に対し、同月26日付「要望書」を提出した行動からも明らかである。

そうすると、たとえ被訴追者が読者の性的好奇心に訴えかけて、興味本位で刑事事件判決を閲読するものを誘引する意図があったものではなく、遺族の心情を傷つける意図はなかった

としても、結果として遺族やひいては被害者の尊厳を傷つけたことは否定できず、被訴追者の行為は極めて軽率であると言わざるを得ない。また、被訴追者は、従前から本件ツイッター上において、自己の半裸の写真や性関連の記事を投稿するなどしていたものであり、現職裁判官ということもあって司法関係者だけでなく、マスコミにも平成28年頃から「自ブリーフ裁判官」「ツイート裁判官」などと報道され、耳目を集めていることも勘案すると、遺族からすれば、「性的好奇心に訴えかけて、興味本位で刑事事件判決を閲読するものを誘引」していると受け止めることももっともあり、事情を知らない一般人の中にもそのように受け止める者がいたとしても不思議ではない。

したがって、刑事事件投稿は、遺族の感情を深く傷つけたと優に認められるというべきである。

イ ②刑事事件投稿FB掲載は、被訴追者としては自身の刑事事件投稿の動機ないし目的を読者に正しく理解してもらうために投稿したものである。他方、遺族の立場からすれば、刑事事件投稿から3日後に自己のフェイスブックで抗議し、その後も東京高裁を通じて要望書の中で自分たちの気持ちを伝え、今後は本件刑事事件に関する投稿によって不快な思いをすることがないと安心していたところ、その数日後にまた再び心をえぐられるような投稿をされたものである。また、被訴追者が読者に关心を抱かせようとした刑事事件の判決文が、最高裁のウェブサイト上で仮名処理されていたにせよ、刑事事件が実名で報道されていた事実と併せ鑑みると、本件投稿がプライバシーに配慮されているということもできない。

したがって、刑事事件投稿FB掲載は、被訴追者としては自身の刑事事件投稿の動機ないし目的を読者に正しく理解してもらうために自己の心境を素直に述べたものであり、遺族を傷つけるつもりはなかったとしても、結果として本件投稿だけを見た遺族の感情を更に傷つけたと認められる。

ウ ③東京高裁批判投稿は、刑事事件投稿について厳重注意処分がなされ、マスコミ各社が報じていた中、その報道の一部について疑問をもった弁護士からの質問に答えたものである。

そして、被訴追者は、投稿のコメントの最後に(ー)をつけたのは内規に反したのが誰であるかを誤解されるような報道をしたマスコミに対する皮肉であって、その他の人に対する皮肉

の意味はなかったと主張する。しかし、東京高裁の厳重注意から約2週間後にこのような投稿をすれば、上記厳重注意を受けて刑事事件に関連する投稿等がなくなるものと信じた遺族の期待を裏切るばかりではなく、その感情を挑発するものと受け止められるのは当然である。被訴追者の意図としては、東京高裁を批判することが主眼であって、遺族を傷つけるつもりはなかったとしても、結果としてさらに遺族を傷つけたものと言わざるを得ない。

工 ⑥被訴追者記者会見については、その当時の被訴追者の意図としては、故意に事実を歪めた虚偽の発言をする意図はなかったにせよ、遺族の立場からすれば、平成29年12月26日以来、東京高裁に対し、要望書や本件各書面を始めとする数度に渡る抗議を申し入れ、その度に東京高裁から被訴追者の反省の弁や刑事事件投稿に関する投稿はしないという言葉を聞いていたのであるから、本件についてもまた遺族の真意とは異なる発言がなされたと捉えられるのもこれまた理解できるところであり、結果として、遺族の感情を更に傷つけたと認められる。

オ ⑧週刊現代インタビューについては、被訴追者において、遺族が当初から一貫して投稿場所や表現ぶりを問題にしていたという客観的事実を知りながら敢えて事実と反する虚偽の発言をしたものではなかったとしても、遺族としては、当初から本件ツイッターでの表現ぶりを問題にしていると再三主張しているにもかかわらず、客観的事実と反する主張を不特定多数の人々が購読する雑誌のインタビューに掲載され、遺族の方が主張を変遷させ、信用できない人物のように読者に捉えられかねないという危惧を抱くことは当然である。よって、先に述べたとおり、被訴追者の心療的特徴がこの発言に影響を及ぼしていることを考慮したとしても、感情を更に傷つけていることは明らかであり、看過できない。

カ ⑩遺族担ぎ出し投稿は、被訴追者としては、遺族を非難するつもりはなく、訴追委員会に対して抗議をする意図で投稿したものであり、故意に事実を歪め、遺族の訴追行為自体を非難したものとまでは認められない。

しかし、平成31年3月4日、裁判官訴追委員会が被訴追者に対し、事情聴取を行い、その際、今後、刑事事件の遺族や民事事件の当事者を傷つけるようなことをSNSで投稿するつもりはない、フェイスブックで取り上げないと発言したことから、遺族としては今度こそ遺

族に対する投稿がなくなると期待していたにもかかわらず、被訴追者は、訴追委員会で陳述をしたわずか約2週間後の同月21日頃、この投稿を行ったのである。さらに、被訴追者が後から誤解を招くような表現を改めたとしても、修正前の投稿があったことに何ら変わりはないし、修正後も「遺族を担ぎ出した訴追委員会」というタイトル自体には何ら修正がされておらず、「被害者感情」を権力暴走の隠れ蓑に利用などというその余の文章にも修正はないのであって、当初の「遺族担ぎ出し投稿」の趣旨を適切に修正したものとは到底いえない。

そうすると、被訴追者としては、遺族を非難するつもりはなく、その背後の国家権力、すなわちここでは訴追委員会に対して抗議をする意図で投稿したものであったとしても、「遺族」「担ぎ出された」という言葉を見た遺族の立場からすれば、自らの意思によって訴追請求をし、事情聴取を希望したのにもかかわらず、全く事実と異なる投稿によって事実を歪曲されたと受け止めるのも当然のことである。

したがって、遺族担ぎ出し投稿も遺族の感情を傷つけた面があることは否定できない。

キ ⑪洗脳投稿について、ある記述の意味内容が他人の社会的評価を低下させるものであるか否かは、当該記述について的一般の読者の普通の注意と読み方を基準として判断すべきであるところ（最高裁昭和31年7月20日第二小法廷判決・民集10巻8号1059頁参照）、洗脳投稿の意図は、毎日新聞や東京高裁への批判とみることもできないわけではないが、一般的の読者の普通の注意と読み方を基準にすれば、遺族が被訴追者に対して訴追の申立てしたことへの批判と判断せざるを得ない。そして、これを遺族が読めば、自分達の主体性や判断能力や今まで行ってきた行為全てを否定されていると受け止めるおそれもある表現行為であると言える。また「洗脳」という用語に「洗脳」された側を批判する意味は含まれていないとしても、洗脳されたと評される人に対しては、世間の常識に反する思想を教え込まれ、これに盲目的に従うようになって常識的な判断や行動をすることができない状態にあるなどという否定的な評価が下されかねないことは、公知の事実であることなどに鑑みれば、本件投稿は、遺族の社会的評価を低下させ、その名誉を違法に毀損するものというべきであり、洗脳投稿の不法行為該当性が争われた民事訴訟においても同様の判断がなされている。

したがって、被訴追者が被害者の命日であるとは知らなかったこと、友達限定で送信しようとした洗脳投稿を誤って一般向けに送信してしまったこと、遺族の社会的評価を低下させ、その名誉を違法に毀損する意図はなかったこと、そして先に述べたような被訴追者的心療的特徴による影響など、被訴追者の弁解ないし事情を最大限採用したとしても、結果として社会的評価を低下させ、その名誉を違法に毀損するとともに、その名誉感情を受忍限度を超えて侵害した被訴追者の責任は極めて重いと言わざるを得ない。

ク ⑫遺族の皆さまへ投稿について、被訴追者は、洗脳投稿が一般公開されていることを知り、かつ洗脳という言葉の使い方が良くないということを知人から指摘され、すぐに謝罪したものであり、遺族に対して揶揄・挑発する意図はなかったとする。他方、遺族の立場からすれば、当該投稿中の「ある方から、遺族のみなさまが、私のフェイスブックを毎日読んでくださっており、「最高裁に告ぐ」もお読みいただいたという話をお聞きしました。ありがとうございます。」「何かのはずみで、また同じ過ちを犯しかねません」という投稿を読めば、遺族は好んで被訴追者の投稿を読んでいるわけではないのに、その気持ちが全く理解されていないどころか、自分たちが揶揄・挑発されている印象を抱くのは自然なことである。

したがって、洗脳投稿に続き、結果として遺族の感情を傷つけたものと認められる。

ケ ⑬「『洗脳発言』報道について」投稿は、刑事事件投稿から洗脳投稿に至るまで、被訴追者自身が認識する事実経過をそのまま記したものであるが、遺族の立場からすれば、「洗脳投稿」、「遺族のみなさまへ」報道に続きわずか1週間足らずのうちに次々と長文の投稿がなされ、心身共に辟易し、深く傷ついたというのも至極当然である。

したがって、本件投稿についても、被訴追者の視点から見ればそれなりに筋の通った行動で遺族を傷つける意図ではなかったとしても、結果として遺族をさらに深く傷つけたものと認められる。

コ 以上のとおり、刑事事件投稿等行為群を構成する各行為は、個別的に見た場合でも、いずれも遺族の感情を傷つけたものと評価できる上、全体的に見た場合でも、被訴追者としては、積極的に遺族を傷つける意図をもって投稿したわけではないが、結果として何度も執拗に遺族を傷つけることになったと評価できる。

したがって、刑事事件投稿等行為群は、それら行為を行うに至った経緯、それら行為が社会に及ぼす影響等全ての事情を考慮し、健全な常識に基づいて慎重に判断したとしても、「一般国民の尊敬と信頼を集めるに足りる品位を辱める行為」であると言わざるを得ないから、「非行」に該当する。

(2) 犬事件投稿行為群について

ア ④犬事件投稿について、被訴追者は、「公園に放置されていた犬を保護し育てていたら、3か月くらい経って、もとの飼い主が名乗り出てきて、「返して下さい」え？あなた？この犬を捨てたんでしょ？3か月も放置しておきながら」とクエスチョンマークを3つ付けるような形で投稿し、その後に「3か月も放置しておきながら」という文言を付加している。これを一般の読者が読めば、「3か月も放置しておきながら、今更、犬を返してくれと言うんですか。それはひどいのではないですか？」という言外の言葉が読み取れないでもない。そうすると、犬事件投稿につき原告の訴訟提起行為が不当であるとの一方的な評価を下しては解し得なくもない。しかしながら、被訴追者が弁明するように、飼い主である原告を傷つけるつもりはなく、単に面白そうな事件を紹介し、裁判というものを読者に考えてもらう契機として親しみやすい表現を用いた可能性も否定できないため犬事件の原告による民事訴訟提起行為を一方的に不当とする認識ないし評価を示したとまでは認められない。また、犬事件の原告を特定したり推知させたりする投稿でもないため、その社会的評価を不当におとしめたとは言えない。

イ ⑤犬事件掲示板URL投稿は、甚だ不適切な投稿のリンクを貼っており、スレッドの書き込み内容を客観的に見ても社会的意義がある投稿とも到底言い難いが、先に述べたとおり（第1・3(2)イ）、犬事件の原告による民事訴訟提起行為を一方的に不当とする認識ないし評価を示すなどしたとまでは認められない。また、上記と同様の理由により、犬事件の原告の社会的評価を不当におとしめたとも言えない。

ウ ⑨犬事件再投稿については、先に述べたとおり（第1・3(2)ウ）、犬事件の原告による民事訴訟提起行為を一方的に不当とする認識ないし評価を示したとまでは認められない。また、上記と同様の理由により、当該訴訟当事者本人の社会的評価を不当におとしめたとも言

えない。

エ 次に犬事件投稿行為群を全体的に見ると、その発端が、面白そうな判決や他人のスレッドを見つけたので読者に読んでもらいたいという被訴追者の啓蒙的な発想であったとしても、当事者を傷つけたことは否定できない。

また、被訴追者は、裁判官の職にあることが広く知られている状況の下で、判決が確定した担当外の民事訴訟事件に関し、その内容を十分に検討した形跡を示さず、表面的な情報のみを掲げて、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、犬事件の原告の行動を揶揄し、批判していると受け止められたり、犬事件の原告による民事訴訟提起行為を一方的に不当とする認識ないし評価を示していると受け止められたりするおそれのある表現行為を行ったと言わざるを得ない。

さらに、犬事件投稿行為群に含まれる3つの投稿は、他人の投稿のリンクを貼って投稿するものであり、そのリンク先の内容の中には他人の人格を蹂躪するような不適切な表現を用いたものも散見される。被訴追者の意図が犬事件投稿や分限裁判に関する世論の議論状況を紹介したり、注目すべき判決を紹介したりすることにあったとすれば、その方法としては他に選び得る手段があったはずであり、表現手段としての適正さに疑問が残る。

以上のように、犬事件投稿行為群を構成する行為は、個別的に見れば、犬事件の原告による民事訴訟提起行為を一方的に不当とする認識ないし評価を示したとまでは認められず、その社会的評価を不当におとしめたとも言えない。他方、全体的に見れば、当事者を傷つけたものと認められることや、被訴追者の意図を実現する表現としては他に選び得る手段もあったことなどの問題があった。

以上を考慮すれば、犬事件投稿行為群については、行為を行うに至った経緯、行為が社会に及ぼす影響等全ての事情を考慮し、健全な常識に基づいて慎重に判断したとしても、「一般国民の尊敬と信頼を集めに足りる品位を辱める行為」であることは否定できず、「非行」に該当する。

3 「裁判官としての威信を著しく失う」の意義

以上のとおり、本件各行為群がいずれも「非行」に該当するとしても、その「非行」が「裁

「裁判官としての威信を著しく失う」程度に達したと評価できなければ、弾劾法2条2号の弾劾事由は認められない。

ここで「裁判官としての威信」とは、「裁判官に寄せられる国民の尊敬や信望」など言い換えることができ、これを前提とすると「裁判官としての威信を失う」とは、「裁判官に寄せられる国民の尊敬や信望を失う」ことと同義である。一方、既に述べたとおり、裁判官における「非行」とは「一般国民の尊敬と信頼を集めるに足りる品位を辱める行為」であるから、「裁判官の威信を失う」という要件は、「非行」該当性を検討する際に同時に検討されていると見ることができる。したがって、「非行」が「裁判官としての威信を著しく失う」程度に達したかどうかの評価は、「非行」が「著しい」かどうかの評価に帰着する。

そして、「非行」が「著しい」かどうかの評価は、それが裁判官の身分に直結するだけではなく、「著しい」という文言が非常に抽象的で幅広い解釈を許すものであるが故に、極めて重く困難な作業となる。そこで、この評価をより的確に行うために、「裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。」という憲法78条前段の趣旨に立ち返って考えることとする。

同条は、憲法第6章の「司法」に属するが、この章では76条1、2項において、「すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。」と規定して「司法権の独立」を認めると共に、81条において、「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。」として裁判所に「憲法の番人」としての役割を与え、「司法権の優位」を認めている。

このように現行憲法が、「司法権の独立」と「司法権の優位」を認め、裁判所に「憲法の番人」としての役割を与えており、司法権の行使を委ねられた裁判官は、裁判をするに当たって、何人の指示にも拘束されず、完全に独立して職権行使する必要がある。それ故、76条3項において、「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲

法及び法律にのみ拘束される。」と規定している。そして、この裁判官の職権行使の独立を実効あらしめるために、裁判官の身分を手厚く保障しようという趣旨が78条前段に込められているのである。と同時に、民主主義国家においては、公務員の選定罷免権は究極的に国民に存するのであるから（憲法15条1項）、裁判官についてもこの理念を具体化する何らかの措置を講じる必要があり、その要請に応えるという趣旨も78条前段には含まれているのである。

このように裁判官への手厚い身分保障という趣旨と裁判官に対する民主的統制という二つの趣旨を78条前段とそれに含まれる裁判官弾劾制度が有していることに鑑みれば、「国民の代表たる国会議員によって構成される弾劾裁判所において、裁判官に対し不信任の意思を表示してこれを弾劾すべき事由とは、憲法によって、国民が裁判官に与えた負託に背反する行為と解すべきであり、かかる「国民の信託に対する背反」が認められる場合に限り、「非行」が「著しい」ものと評価すべきである。

なお、「国民の信託に対する背反」が認められるどうかは、訴追時点に判明していた事実等によって判断すべきであるから、本件訴追以降に訴追者が再任希望を行わなかったという事情は、罷免事由の存否を判断するにあたって考慮しないこととする。

以上を前提に、検討する。

4. 被訴追者の「非行」が「著しい」ものか否かの検討

(1) 刑事事件投稿等行為群について

ア 刑事事件投稿等行為群は、既に述べたとおり、「非行」に当たるが、この「非行」が「国民の信託に対する背反」に達する程度なのがどうかは、「非行」の悪質性に関わる。この点、①刑事事件投稿及び②刑事事件投稿FB掲載は、これらを不法行為に当たるとして損害賠償を求めた民事訴訟の高裁判決（弁34）において、「このような重大な刑事事件に関する記事をインターネット上に投稿して紹介する行為は、広く社会一般の关心の対象となる事柄であり、また表現行為としての表現の自由の保障を受けるものである」としつつ、犯罪被害者等基本法の各規定に照らして不法行為法上保護に値する遺族の心情という人格的利益に対し、社会通念上受容すべき限度を超えた侵害を加えたものであって、不法行為が成立す

る違法なものであると判示している。

また、その前審である地裁判決においては、不法行為の成立を否定したものの、東京高裁長官から書面による厳重注意を受けるに至った刑事事件投稿について、裁判所法49条を引用しつつ、「裁判官は、公正、中立な審判者として裁判を行うことを職責とする者であるから、職務を遂行するに際してはもとより、職務を離れた私人としての生活においても、その職責と相いれないような行為をしてはならず、また、裁判所及び裁判官に対する国民の信頼を傷つけることのないように、慎重に行動すべき義務」（最高裁平成13年3月30日大法廷決定・裁判集民事201号737頁参照）を負い、これに違反すると判示している。

これらに加え、その後の度重なる投稿等によって刑事事件の遺族に精神的苦痛を与え続けてきたことを考えると、被訴追者の一連の行為は、少数者の基本的人権を保障する「憲法の番人」の役割からはかけ離れたものであり、「国民の信託に背反する」程度に達していると言わざるを得ない。

イ ただし、現役裁判官が自身の意見や主張はもとより、思っていることや、感じていることを表現することは、憲法の保障する表現の自由によって保障されていることは言うまでもない。本件では主としてSNSを用いた被訴追者の表現行為が問題となっているため、裁判官がSNSを利用して憲法上の基本的人権である表現の自由行使する場合、それを「国民の信託に背反する」と評価できるかという、前例のない重要な問題に直面していることにも留意しなくてはならない。

これを検討する前提として、SNSの特性に目を向けると、SNSは、「社会的なネットワークを築くためのサービス」であり、インターネットの普及に連れて急速に社会に浸透してきた。SNSは、従来の通信手段に比べて情報伝達の速度が飛躍的に高く、時と場所を選ばず、インターネットを介した新しい形の交流を可能としている。SNSの種類も多様であり、利用する目的によって発信の手段や対象を選択することもでき、利便性は極めて高い。

他方、それ故に従来の手紙や電子メールなど特定の者に向けられた通信手段と異なり、不特定多数の人が瞬時に認識し得るという特性があるため、発信者が想定していた趣旨が特定の人には伝わるような内容の投稿であっても、それが不特定多数の人に拡散し、その過程で、

発信者が想定していた趣旨とは全く異なる趣旨に受け止められる危うさを孕んでいる。そして、SNSのこうした特性により、発信者の意図に反し、他者を精神的に傷つける投稿が社会に広く拡散するという事態が往々にして見られる。

被訴追者は、平成9年頃からホームページを作成し、法律に携わる人に有益な情報提供をするための媒体にしていったが、一度は中断したものの平成20年頃から本件ツイッターや本件フェイスブックを始めて長年にわたって多数の発信を続けていたのであるから、このようなSNSの特性は熟知していたはずであり、表現の自由行使する手段としてSNSを利用する場合には、その危険性を踏まえて他者を精神的に傷つけないよう配慮すべきであった。

被訴追者がこの配慮を怠り、結果的に刑事事件の遺族に精神的苦痛を与え続けてきたことは、たとえ被訴追者に悪意がなかったとしても、裁判官による表現の自由の行使手段として甚だ問題があったと言わざるを得ない。

ウ その上で、裁判官が「憲法の番人」として権力の暴走に歯止めをかける役割も期待されていることを考慮すれば、裁判官が司法府内部や行政府、立法府などの国家権力に対し、批判的見地から物を申すことについて委縮するような状況を招くことのないよう細心の注意を払うべきである。

その見地から、改めて刑事事件投稿等行為群を検討すると、刑事事件投稿等行為群のうち、司法府内部を批判する意図があったと認められる③東京高裁批判投稿と立法府にある裁判官訴追委員会を批判する意図があったと認められる⑩遺族担ぎ出し投稿については、「国民の信託」に完全に背反するとまでは言い切れず、裁判官としての被訴追者の表現の自由を尊重すべきである。

しかしながら、この点を考慮して③と⑩を除く投稿等だけで被訴追者の行為を評価したとしても、執拗かつ反復して犯罪被害者の遺族の心情を傷つけ、結果として遺族の個人の尊厳やその尊厳にふさわしい処遇を保障される権利及び名誉感情を侵害し、平穏な生活を送ることを妨げたことは否定できない（犯罪被害者等基本法3条、6条参照）。

しかも、被訴追者は、自身も犯罪被害者の支援のために講演をするなど犯罪被害者支援について非常に重視してきた立場にあると当公判廷でも供述していたのであるから、投稿する際

にはその経験を踏まえて、慎重に投稿するべきであった。にもかかわらず、遺族からの抗議等を受けても、真の反省や改善がなく長期に渡って断続的に同様の表現行為を繰り返してきたことは、表現の自由として裁判官に許容される限度を逸脱したものといわざるを得ない。したがって、被訴追者の「非行」が「国民の信託に背反する」程度に達しているという当裁判所の判断を変更する余地はない。以上により、刑事事件投稿等行為群（③と⑩を除く。）は、「非行」が「著しい」ものと評価できる。

（2）犬事件投稿行為群について

上記のとおり、刑事事件投稿等行為群について「裁判官としての威信を著しく失うべき非行」に該当するとの結論に達したが、弾劾裁判では罷免の事由とされているすべてについて判断すべきとの見解もあるため、念のため、犬事件投稿行為群についても検討する。

犬事件投稿行為群の悪質性については、被訴追者の意図としては、原告の飼い主を傷つけるつもりはなく、単に面白そうな事件や他人の投稿を紹介し、裁判の内容や犬事件投稿等に対して分限裁判の申し立てられたという自分の状況を風刺的に捉え、読者に考えてもらう契機として親しみやすい表現を用いたものに過ぎなかったとしても、当事者を傷つけたものと認められる。この点においては刑事事件投稿と類似している。

しかし、先に述べたとおり、犬事件の原告の民事訴訟提起行為を一方的に不当とする認識ないし評価を示したことや、原告の社会的評価を不当におとしめたことまでは認められないことに加え、犬事件の原告は犬事件投稿については、東京高裁に抗議しているものの、犬事件掲示板URL投稿、犬事件再投稿については抗議等をした形跡はないことからすると、犬事件投稿行為群に関しては、刑事事件投稿に端を発する刑事事件投稿等行為群と比較して悪質性は低く、被訴追者の「非行」が「国民の信託に背反する」程度に達しているとまでは認められない。

以上により、犬事件投稿等行為群については、被訴追者に保障される表現の自由との関係を論じるまでもなく、「非行」が「著しい」とまで評価できない。

第6 弁護人らのその他の主張に対する判断

これに対し、弁護人は被訴追者の罷免を否定すべき事情として、既に取り上げた点のほか

に、以下の主張をするので、当裁判所の判断を示す。

1 比例原則に基づく謙抑性が求められること

弾劾裁判も、法律上の争訟を判断する裁判の一種であるから、比例原則に則した判断によって法的正義を実現する場に他ならない。弾劾裁判は、罷免か不罷免の二者択一の判断しかなし得ず、しかも、罷免判決は、裁判官としての地位のみならず、法曹資格をも奪う絶大な効果を伴うものであること、また問題を起こした裁判官への対処法としては、分限裁判に基づく懲戒制度や10年の任期毎に行われる再任審査において、裁判官としての適格性を判断しているのであるから、比例原則に照らせば、その行使には謙抑性が求められる。そうすると、比例原則に照らせば、弁護士会の懲戒処分のうち最も重い除名処分と釣り合う必要がある。

以上の弁護人の主張を検討すると、確かに処分対象となる行為と受ける不利益処分との均衡は一定程度考慮すべきである。

しかし、既に述べたとおり、裁判官という地位には、もともと裁判官に望まれる品位を辱める行為をしてはならないという倫理規範が内在している（裁判所法49条）のであり、憲法上、検察官や弁護士よりも身分が厚く保障されていることから、常に高い品性の陶冶に努め、在野法曹として「基本的人権を擁護」する重責を担う弁護士（弁護士法1条1項）よりも、より厳格な倫理規範が求められる。

よって、弁護士の懲戒事由と必ずしも同列に論じる必要はないと判断した。

2 過去の弾劾裁判例や訴追猶予事案との均衡を欠くこと

弁護人は、過去の弾劾裁判例や訴追猶予事案と比較し、均衡を保つことが法的正義に適うとも主張するが、本件ではSNSによる投稿が訴追事由を構成する主たる要素となっており、過去には例を見ない事案である。

したがって、過去の弾劾裁判例や訴追猶予事案を比較の対象とすることができないと判断した。

3 最高裁判所が訴追請求していないこと

弾劾法15条3項は、「最高裁判所は、裁判官について、弾劾による罷免の事由があると思

料するときは、訴追委員会に対し罷免の訴追をすべきことを求めなければならない。」として最高裁に法的義務を課しているところ、本件については最高裁から訴追委員会に訴追請求していないことを重視すべきであるとも、弁護人は主張する。

しかし、弾劾法15条1項は「何人も」裁判官について弾劾による罷免の事由があるときは訴追請求することができるとも定めており、過去には最高裁からの訴追請求がない事案について罷免判決をした例もある。

そうすると、理論的には最高裁が訴追請求していない事案についても、弾劾裁判所の判断で罷免判決をすることがされることになる。この点、山元証人も「ここは微妙なデリケートな問題が含まれていますけれども、最高裁判所が訴追請求しなかったから罷免にしてはいけないというルールが別にあるわけではないですし、それが絶対的な意味を持つことは弾劾裁判制度の趣旨そのものを裏切ることにもなります。」と最高裁からの訴追請求が罷免の絶対条件であるとは述べていない。

したがって、最高裁からの訴追請求がなされていないことは、罷免判決を行うに際して支障とはならないと判断した。

4 「国民の信頼を害した」事実は何ら立証されていないこと

弁護人は、被訴追者のSNS上での投稿等の一部が不法行為を構成するとしても、このことが直ちに「司法に対する国民の信頼」を害したことになるわけではなく、「国民の信頼を害した」事実は何ら立証されていないとも主張する。

確かに「司法に対する国民の信頼」を害したという事実を客観的に証明することは困難とも言える。しかし、先にも同様の趣旨を述べたとおり、裁判官の身分が手厚く保障されていること（憲法76条3項、78条等）及び公務員の罷免が究極的には国民の権利であると宣言されていること（同法15条1項）との調和の観点から、我が国では裁判官の弾劾裁判を行うために、国民の代表である国会議員の中から選ばれた裁判員によって組織される特別の裁判所を制度として設置したのである（同法64条）。そうすると、最終的には、「司法に対する国民の信頼」を害したかどうかの認定は、その時々の弾劾裁判所を構成する裁判員の良識に依存することとなるが、それは制度上、想定されていることである。

したがって、「国民の信頼を害した」事実につき立証の程度や方法をどのように考えるかは、時の弾劾裁判所の裁量に属する事項であって、通常の要証事実のような立証責任は問題にならないと判断した。

第7 結論

当裁判所は、前記争点等について、裁判員による評議等を慎重に行なったところ、様々な観点から真摯な議論や意見提出がなされ、例えば、特定の学説に依拠した上で、事実関係の一体性を認めるべきでない、被訴追者の心療的特徴やその反省に基づく再任辞退を考慮すれば、罷免には一定の疑問が残る等の少数意見があった。しかし、結論的には、被訴追者による刑事事件投稿等行為群（③⑩を除く。）につき、弾劾法31条2項但書に基づき、本件審理に関与した裁判員の3分の2以上の多数意見により、同法2条2号を適用して被訴追者を罷免することとし、主文のとおり判決する。